

## 第3次おびひろ男女共同参画プランの見直しについて

プランの期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間となっています。男女共同参画にかかる社会情勢の変化に柔軟に対応するため、中間年である令和6年度に向けて見直しを行います。

### 見直し・検討項目

- ① プラン進捗状況の確認と評価
- ② 推進目標の検証
- ③ 令和11年度の目標値の設定
- ④ **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の位置づけ**



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日より施行となり、国の基本方針や道の基本計画を勘案して「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならないとされています。

このことから、女性支援新法に定める市町村基本計画として第3次おびひろ男女共同参画プランを位置づけ、総合的に施策を推進していくための基本目標等について検討します。